

農地集積等を図る「地域計画」の策定に御協力をお願いします

1 地域計画とは

農業振興地域などの市街化調整区域において、地域の主な担い手に農地を集積することを目的とした計画のことです。高齢化等により農地が適切に利用されなくなる懸念があるため、農業を担う次の世代が効率的に農地利用できるように、法に基づき市町村が策定します。策定にあたっては、地域での話し合いにより、地域の中心的な経営体、将来の農業のあり方などを明確化し、市が公表します。

2 お願い

本市においては、農業振興地域の農用地を地域計画の策定範囲とする方針で進めています。

策定にあたりましては、これまで本市が実施した農地の活用に関する調査結果の活用と併せて、地域の担い手や農地所有者、関係者等が意見交換を行う協議の場を設けますので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

①かながわ農業版MBA研修、②トップ経営体育成事業補助金

常時雇用ができる販売額 3,000 万円以上（畜産 5,000 万円以上）の優れた経営感覚を有する経営体（以下「トップ経営体」という。）の育成を目的とした制度です。

①かながわ農業版MBA研修（R5年度募集は終了。R6年度に向け御検討下さい）

参考：令和5年度の場合（申込締切7月、受講料1万円、7～2月の全12回）

②トップ経営体育成事業補助金

対象者：かながわ農業版MBA研修修了者又は修了者が経営に関与している経営体

※研修修了年度から5年後まで

※直近2か年連続して販売額が3,000万円を超えていない者（畜産は5,000万円）

補助率：施設整備等経費の3分の1以下、限度額：1,000万円、県予算の範囲内

補助金窓口の本市農業振興課に御相談ください。



①体験型農園、②区画貸し農園を開設しませんか？

自身が保有する農地の耕作が困難となった場合は、都市農業振興センターに御相談ください。他の農業者に農地を貸し出すほかにも、市民向けの農園の開設に向けた支援も行っていきます。農業者が自ら開設する市民向けの農園は、次の2つがあります。

①体験型農園

農業者自らが園主となり、利用者が園主の指導のもと、植付けから収穫までを行う農園
→農業委員会の許可は不要です。

②区画貸し農園（市民ファーム農園）

農業者等が開設する区画貸しの農園
→農業委員会の許可が必要で。

農園開設のメリット

- 体験型農園の利用者の手を借りて耕作したり、農園を区画貸しすることで、耕作にかかる労力を削減することができる。
- 安定した農業収入の確保

農園開設手続きの支援等を行っていますので、まずは御相談ください。



体験型農園の説明
(市HP)

農業振興課 860-2462

みのり 川崎市農政情報誌

農の達人

発行 川崎市都市農業振興センター
〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7
電話 044-860-2462
FAX 044-860-2464
E-mail 28nogyo@city.kawasaki.jp

©中本竹謙

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を改定しました

本市では、農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）に基づき、農業が魅力とやりがいのある職業となるよう、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の目標、農地の利用集積等について示した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）」を策定しています。

基本構想を定めることで、認定農業者*制度や市街化調整区域の農地貸借等の国の制度を活用することが可能となります。*認定農業者：他産業並み農業所得を目指す者

この度の法改正（R5.4.1施行）に伴い基本構想を令和5年9月に改定し、市街化調整区域内の農地借り受け者の対象を明文化しました。

御理解・御協力をお願い申し上げます。

基本構想
(市HP)



農業振興課 860-2462

新規就農支援施策の実施について

本市では、次世代の本市農業を担う意欲ある新規就農者を確保し、本市農業の活性化を図ることを目的として、令和4年度から新規参入希望者を新規就農につなげる支援策を実施しています。

新規参入希望者が営農を開始する前に、営農に必要な研修の受講や、農地の適切な管理の実績の確認のほか、本市農業の特徴や栽培方法、就農する地域コミュニティへの積極的な参加、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力することなどを市から説明し、理解いただくことを前提としています。

新規参入希望者への農地の貸借や営農の開始について、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。



©中本竹謙

農業振興課 860-2462

農業生産振興対策事業について

本市では、生産緑地及び市街化調整区域の農地の高度利用や多様な営農展開を促進することによる農業経営の安定、都市農地の適正な保全を目的として、鉄骨造の温室の設置や省エネルギー型加温設備等の導入等に対し補助金を交付しております。公募については詳細がきまり次第、市HPでご案内しますので、活用について御検討ください。

1 農業施設整備事業

- ア 園芸施設等の設置
- イ 多目的防災網等の設置
- ウ 農産物加工施設等の設置
- エ 雇用就農促進のための園芸施設等の設置
- オ 新規就農促進のためのほ場整備

2 農業機械等整備事業

- ア 農業機械等の共同利用のための導入
- イ 予冷庫・保冷庫の設置
- ウ 農業用施設の改良
- エ 省エネルギー型加温設備等の導入

農業技術支援センター 945-0153

特定生産緑地指定申出の受付が始まっています

平成29年の生産緑地法の改正により、税制優遇を延長する特定生産緑地制度が導入され、本市では近く指定から30年の期限を迎える生産緑地の所有者に向け、特定生産緑地への移行（指定申出）について、毎年御案内しております。令和5年度の特定生産緑地指定申出対象者については、令和5年8月に通知文を発送いたしました。

引き続き、**生産緑地指定から30年期限を迎える5年前から、特定生産緑地の指定申出を受け付けてまいります**ので、お持ちの生産緑地について指定年を今一度、御確認ください。

申出期限を迎えた平成5年度生産緑地のうち、特定生産緑地指定の申出は、令和元年度からの合計で約93.9%（面積ベース）となっております。30年期限以降の農業従事者や耕作方法といった営農状況を関係者間でよく御相談の上、特定生産緑地指定申出について御検討をお願いします。

30年期限までに指定を受けないと・・・

- 期限日を迎えた翌年以降、固定資産税が5年かけて徐々に上昇し、**宅地並み**になります。
- 期限日後は、主たる従事者の死亡・故障がなくても買取り申出が可能となります。
- 次代の相続の際に、**相続税納税猶予制度の適用を受けられません**。

【受付期間】令和5年11月13日（月）～令和5年12月15日（金）
（土日、祝日を除く）

【時間】午前8時30分～正午、午後1時～5時

【場所】川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセシサ梶ヶ谷ビル2階

生産緑地の新たな貸借制度を御存知ですか？

平成30年に施行された『都市農地の貸借の円滑化に関する法律（都市農地貸借法）』と税制改正により、納税猶予制度を受けたまま、期間を限定して生産緑地を人に貸すことや、市民農園を開設できるようになりました。本市では、貸借マッチングに取り組んでおり、令和5年9月末時点で約1.9haの生産緑地で貸借が行われています。

都市農地貸借法の特徴

- 契約内容（契約期間・賃借料・経常費用等）を双方の合意で決めることができます。
- 契約は自動更新されないため、期間終了時には生産緑地を返還してもらうことや契約内容を見直したうえで再度契約することが可能です。
- 借受人には、事業認定時及び年に一度、農地課へ事業計画を提出するよう求めており、農地が適正に利用されていない場合は、貸借契約の解除が可能です。
- 所有者が、当該生産緑地の主たる従事者（借受人等）の年間に従事する日数の1割以上農業の業務に従事していれば、生産緑地の買取り申出における「主たる従事者」として認められます。

御自身や御家族での生産緑地の管理が難しいなど、管理に悩んでいる生産緑地がある場合は、農地課まで御相談ください。また、本市HPにて、貸借の制度案内や借受希望事業者リストを掲載しておりますので、右記コードまたは下記サイト検索から御参照ください。



川崎市 生産緑地の貸借情報

検索

農地課 860-2461

農業委員会からの
お知らせ

農業者年金の3つのメリット

メリット1 女性に優しい

農業者年金の加入には農地の権利名義はいりません。奥様も単独で加入できます。さらに、一定の要件を満たす家族経営協定を締結すると保険料の国庫補助を受けられます。

メリット2 若年層には手厚い政策支援

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、①39歳までに加入、②農業所得が900万円以下、③認定農業者で青色申告者等の場合、保険料の国庫補助の対象です。

メリット3 税制面で大きな優遇

支払った保険料は、同一生計の家族の分を含めた全額が社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果を得られます。途中脱退、再加入も可能です。

詳しくは、「農業者年金基金」で検索

御相談は、農業委員会、お近くのJAまたは農業者年金基金の問い合わせ窓口まで

川崎市農業委員会委員が改選されました

令和5年7月19日に川崎市役所第3庁舎で新農業委員の任命式が執り行われました。川崎市長から各農業委員へ委嘱状が交付され、新しい農業委員会がスタートとなりました。

また、同日第1回川崎市農業委員会総会が開催され、農地利用最適化推進委員も新たに委嘱を行いました。いずれも任期は令和8年7月18日までとなっています。

今回の改選に伴う新規農業委員は4名（継続10名、合計14名）、新規農地利用最適化推進委員は2名（継続4名、合計6名）、女性農業委員は1名から3名に増加しました。



～農業委員会とは～

「農業委員会等に関する法律」に基づいて市町村に設置されている行政委員会であり、農地法に基づく許可等の行政事務を行っています。



新しいメンバーはこちら

農業委員会事務局
860-2461

農薬を使用する場合の注意点

無風時や近隣に影響が少ない日を選び、農薬の飛散防止に努めてください。

また、農薬取締法により登録された農薬を、容器に記載されている方法で使用し、農薬散布中や、散布直後は人が入らないように御注意ください。

住宅地等で使用する場合は、農薬散布の目的・日時などを事前に周知するよう御協力をお願いします。

農業振興課 860-2462